

JAMIT 規程 第 403 号
制定 2020年11月13日
改訂 2021年8月1日
改訂 C 2023年7月1日

M I T 誌投稿規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本医用画像工学会（以下、「本学会」という）の学会誌
“MEDICAL IMAGING TECHNOLOGY”（以下「MIT 誌」という）の論文投稿に必要な事項
を定める。

(発行形態)

第 2 条 「MIT 誌」は電子ジャーナルとして年 5 回（1、3、5、9、11 月）刊行され、掲載される論文・
記事等は J-STAGE 上で公開され、電子ジャーナルの公開日をもって論文の発行日とする。
2 電子ジャーナル化に伴い、高精細動画を原稿の電子付録として投稿でき、電子付録は論文本体と
同様に公開する。
3 電子付録の種類、ファイル形式等については JAMIT 規程第 803 号「MIT 誌執筆要領」に定める。

(原稿の種類)

第 3 条 原稿は医用画像工学に関するもので、下記の項目に分類する。< > 内は規定頁（ページ）数を
表す。ここで頁とは組み上がりの頁を意味し、そのサイズは従来どおり B5 版とする。

- (1) 研究<5>：未発表の部分を含み、目的・方法・結論の明確な論文。「研究」論文は、
 - (A) 新しい医用工学的手法の研究に関する論文
 - (B) 臨床に役立つ医用画像システムの設計・開発に関する論文に分類される。著者は、投稿の際に、いずれの論文であるかを申告する。
- (2) 研究速報<3>：未発表の部分を含み、速報する意義があると著者が判断する論文。「研
究速報」論文は、
 - (A) 新しい医用工学的手法の研究に関する論文
 - (B) 臨床に役立つ医用画像システムの設計・開発に関する論文に分類される。著者は、投稿の際に、いずれの論文であるかを申告する。
- (3) 技術報告<5>：未発表の部分を含む技術（ソフトウェアを含む）の発表
- (4) 特集論文<6>：編集委員会が決めた特集企画に基づいて執筆された依頼論文
- (5) 総説<5>：あるテーマに関する総合的な知見
- (6) 資料<5>：研究・技術に関する資料・調査等
- (7) 解説・紹介<5>：ある事項・知識（ソフトウェアを含む）の解説・紹介

- (8) 報告・意見<1>：視察・会議・留学等の報告、意見および本誌掲載文に対する批評
- (9) 講座<4>：編集委員会が決めたテーマに基づいて執筆された依頼論文
- (10) サーベイ論文<10>：編集委員会が指定した著者による特定の技術分野に関するサーベイ論文
- (11) その他：研究室訪問・書評など編集委員会が必要と認めたもの

(査読および投稿論文採否)

第 4 条 投稿原稿の採否・掲載順序は、編集委員会が査読に基づき決定する。

2 原稿の内容は著者の責任とする。

3 査読では採録・条件付き採録・不採録のいずれかに判定し、以下のように対応する。

- (1) 条件付き採録により論文の修正が求められた場合、MIT 誌編集部で条件付き採録の通知メールを送付してから原則 6 カ月以内に修正原稿を提出する。
- (2) 不採録となった論文を再投稿する場合は、不採録判定時の論文番号を記載し、不採録理由に対する回答を提出することができる。ただし、新規投稿として扱う。

(投稿原稿の掲載料)

第 5 条 掲載料は、著者の中に JAMIT 会員を含む場合は 1 編あたり 44, 000 円とし、含まない場合は組み上がり 1 頁あたり 22, 000 円とする。ただし、以下を条件とする。

- (1) Word または PDF での投稿であること
- (2) 組み上がり頁数が規定以内であること
- (3) 最終原稿を Word あるいは TeX で提供すること

2 著者の中に JAMIT 会員を含む場合、超過頁料金は 1 頁あたり 16, 500 円とする。

3 最終原稿が Word または TeX でない場合、掲載料は JAMIT 会員の有無に関係なく 1 頁あたり 22, 000 円とする。

4 掲載論文の連絡著者には当該論文の PDF を提供する。ただし、別刷を希望の場合は別途料金を申し受ける。

5 電子付録については、当面、課金の対象としない。

6 ジャーナルの電子化に伴い、カラー原稿の掲載に対する別料金は請求しない。

(依頼原稿の掲載料)

第 6 条 依頼原稿の掲載料は、前条に準じる。ただし、規定頁以内あるいは依頼した頁数上限以内であれば掲載料を不要とする。別刷を希望の場合は別途料金を申し受ける。

(著作権)

第 7 条 「MIT 誌」に掲載された論文および電子付録の画像等を含め著作権は「本学会」に帰属するものとする。著作権の移譲は所定の様式に必要事項を記入の上、MIT 誌編集部へ送付する。様式は <http://www.jamit.jp/copyright.pdf> を使用すること。

(倫理規範の遵守)

第 8 条 投稿原稿は、JAMIT 規程第 901 号「学会倫理規程」第 8 条に則って執筆し、該当事項を論文中に必ず明記すること。この条件が満たされない原稿は返却されることがある。

第 9 条 ヒトまたは動物を対象とする研究では、著者が所属する機関における倫理委員会から承認を得ること。ただし、著者グループの所属機関が複数にまたがる場合には、少なくとも 1 つの所属機関から承認を得れば十分とする。当該事項は、論文中に必ず明記すること。

2 公開データベースを利用する場合は、必ずしも当該倫理委員会の承認を得る必要は無いが、その取得元を本文内に明記すること。ここで、本投稿規定における公開データベースとは、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省、経済産業省、2021）における「既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報」を指す。

第 10 条 JAMIT 規程第 107 号「利益相反の取扱いに関する規程」に基づき、著者グループが各々の本務とする機関・団体以外の企業あるいは営利団体との利益相反関係が有る場合あるいは無い場合のいずれに関わらず、論文の所定の箇所に利益相反の有無を明示すること。

第 11 条 JAMIT 規程第 802 号「MIT 誌論文投稿に関する倫理ガイドライン」を遵守すること。

第 12 条 掲載論文を著者自身が個人のホームページなどを利用してインターネット上で公開する場合は、以下を遵守すること。

- (1) 掲載論文そのものの PDF をホームページにおくことは禁止する。
- (2) 掲載論文以外のもの（たとえば、投稿時の論文、プレプリントなど）をホームページにおくことは妨げない。
- (3) 「MIT 誌」の Web ページへのリンクなどは自由とする。

(改廃)

第 13 条 本規程の改廃は理事会の決議とする。

(附則)

1. 制定・改定の経緯

- (1) 本規程は、一般社団法人日本医用画像工学会の設立の登記の日から施行する。

2. 関連規程

- (1) JAMIT 規程第 107 号「利益相反の取扱いに関する規程」
- (2) JAMIT 規程第 802 号「MIT 誌論文投稿に関する倫理ガイドライン」
- (3) JAMIT 規程第 803 号「MIT 誌執筆要領」
- (4) JAMIT 規程第 901 号「学会倫理規程」